

# 京都府警察の教養に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 学校教養（第8条－第15条）

第3章 職場教養（第16条－第28条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、京都府警察教養規則（昭和30年京都府公安委員会規則第4号）第2条の規定により、京都府警察職員（以下「警察職員」という。）に対する警察教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察教養の実施）

第2条 警察教養は、京都府警察学校（以下「警察学校」という。）その他の教育訓練施設における警察教養（以下「学校教養」という。）及び職場における警察教養（以下「職場教養」という。）のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

（調整及び推進）

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察教養が警察教養の重点に基づき、総合的かつ効果的に行われるよう、その調整及び推進に努めなければならない。

（所掌事務の教養）

第4条 部長、サイバー対策本部長、市警察部長、次長、サイバー対策本部副本部長、参事官、首席監察官、理事官、課長、室長、所長及び警察学校長（以下「部長等」という。）は、所掌事務に関し、警察教養が適切かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

（所属長の教養責任）

第5条 課長、室長、所長、隊長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、所属職員に対して、必要な学校教養の課程を修めさせるとともに、職場教養を計画的に実施しなければならない。

（教養担当者）

第6条 前条の任務を遂行するため、警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の課、室、所、隊並びに警察学校（以下「本部」という。）並びに警察署に教養担当者を置く。

2 教養担当者は、本部の所属にあっては次席、副所長、副隊長又は副校長とし、警察署にあっては副署長とする。

（警察職員の心構え）

第7条 警察職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

第2章 学校教養

（警察学校の課程）

第8条 警察学校においては、次に掲げる課程を行うものとする。

- (1) 初任科 新たに巡査として採用した警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させ、並びに体力及び気力を錬成させるための課程
- (2) 初任補修科 職場実習を修了した巡査に対し、初任科及び職場実習において修得した知識及び技能を深め、並びに体力及び気力を一層充実させるための課程
- (3) 一般職員初任科 新たに採用した一般職員にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (4) 巡査部長任用科、警部補任用科 巡査部長若しくは警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）（以下「細則」という。）第6条第1号に規定する課程に入校する者を除く。）にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (5) 部門別任用科 各部門に新たに任用される巡査部長以下の階級にある警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (6) 専科 警部補以下の階級にある警察官及び警部補相当職以下の職にある一般職員に特定分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程  
(特別の課程等)

第9条 警察学校においては、前条に規定する課程のほか、別に定めるところにより、特別の課程を行うことができるものとする。

- 2 本部長は、特定分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために必要があると認めるときは、警察職員に警察学校以外の教育訓練施設において行われる教育訓練であつて適当と認めるものを受けさせるものとする。

（教授科目及び教養期間）

第10条 警察学校における教授科目及び教養期間は、別に定める。

（教養実施計画）

第11条 本部長は、効果的かつ効率的な教養を実施するため、細則第16条の規定により警察庁長官から示される警察学校において行う課程及び当該年度を通じた教養人員に基づく教養実施計画並びに特別の課程等に関する教養実施計画を策定しなければならない。

- 2 本部長は、教養実施計画の策定に当たっては、人材の養成に関する方針、業務運営状況等を勘案し、各課程の実施時期、各時期における教養人員その他教養の実施に必要な事項を定めるものとする。

（教授内容の策定）

第12条 警察学校長、各部長及びサイバー対策本部長は、前条第1項の教養実施計画に基づき、第8条及び第9条に規定する課程の教授内容を策定しなければならない。この場合において、警察学校長は第8条第1号から第4号までに規定する課程の、各部長及びサイバー対策本部長は警務部長と協議の上、それ以外の課程の教授内容を策定するものとする。

- 2 警察学校長、各部長及びサイバー対策本部長は、前項の教授内容の策定に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 入校する学生の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な事項を教授内容とすること。
- (2) 警察学校以外において行われる課程の教授内容との重複を避けること。

(3) 試験その他の方法により、それぞれの課程における教養の効果を測定し、その結果を教授内容に反映させること。

(学校教養実施上の留意事項)

第13条 警察学校長は、学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外の有識者を講師として招へいすること。

(2) 視聴覚教材その他の教材を活用し、実際の事例又は想定事例に関する演習を行う等効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行うこと。

(調査及び研究)

第14条 警察学校長は、効果的かつ効率的な教養の実施に資するため、警察学校で行う課程の教授内容に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(警察学校の運営)

第15条 この章に定めるもののほか、警察学校の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 職場教養

(職場教養の実施)

第16条 本部長は、業務運営の状況等に照らし、必要性の高い事項に重点を置いて、所属長にその所属職員に対する職場教養を行わせなければならない。

2 所属長は、所属職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施するものとする。

3 本部長は、職場教養が効果的かつ効率的に行われるよう、必要に応じ、所属長から報告（教養課長経由。以下同じ。）を求め、指導及び助言をするなどにより、所属長による職場教養の実施状況を適確に管理しなければならない。

(個人指導)

第17条 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち上級の地位にある者にこれを行わせるよう努めるものとする。

2 個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配慮して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

3 個人指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(資料配布)

第18条 所属長は、必要に応じて、職場教養の効果を有するマニュアルその他の資料を作成し、所属職員に配布するものとする。

(小集団活動)

第19条 所属長は、小人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

2 小集団活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(巡回教養)

第20条 部長等は、警務部長と協議の上、所掌事務に関する教養を効果的に行うため、必要の都度所属職員を講師として他所属に派遣して、巡回教養を行うものとする。

(部門別任用時教養)

第21条 部長等は、所掌する部門に任用し、又は任用が予定されている警察職員に対する職場教養が計画的に実施されるように配慮しなければならない。

(捜査実務研修等)

第22条 部長等は、必要に応じ警務部長と協議の上、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力の向上を図るため、警察職員を職場教養の効果が上がる職場へ派遣して、研修を受けさせるものとする。

(実務研修)

第23条 警察学校長は、初任科の巡査を本部及び警察署において実習させるものとする。

2 警察学校長は、前項の実習（以下「実務研修」という。）の実施に当たっては、効果的な指導が行われるよう、警察学校と実務研修先の所属との緊密な連携に努めなければならない。

3 実務研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(職場実習)

第24条 警察署長は、初任科を修了して配置された巡査に対し、指導員を付して実習を行わなければならない。

2 警察署長は、前項の実習（以下「職場実習」という。）の実施に当たっては、効果的な指導が行われるよう、適切な指導員の人選を行うとともに、警察署と警察学校との緊密な連携に配慮しなければならない。

3 職場実習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(実戦実習)

第24条の2 警察署長は、初任補修科を修了した巡査に対し、指導員を付して実習を行わなければならない。

2 警察署長は、前項の実習（以下「実戦実習」という。）の実施に当たっては、効果的な指導が行われるよう、適切な指導員の人選を行うとともに、警察署と警察学校との緊密な連携に配慮しなければならない。

3 実戦実習の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(体育及び術科訓練)

第25条 所属長は、所属職員の気力及び体力の錬成並びに職務の遂行に必要な術科技能の向上を図るため、体育及び術科訓練を適確に実施するよう努めるものとする。

2 所属長は、現場において職務の遂行に当たる警察官に対しては、重点的に実践的な術科訓練を推進しなければならない。

3 術科訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の職場教養)

第26条 本部長及び所属長は、第16条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、適切な方法により職場教養を行うよう努めるものとする。

(職場教養年次計画及び月次計画)

第27条 警務部長は、部長等と協議の上、講習、巡回教養等に係る職場教養年次計画を策定するものとする。

2 教養課長は、前項の職場教養年次計画に基づき職場教養月次計画を策定して、所属長に通報しなければならない。

(職場教養実施結果報告)

第28条 所属長は、効果が顕著と認められる職場教養を実施したとき又は職場教養上参考となる事項があったときは、その都度その概要を本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年9月21日から施行する。